

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【公開番号】特開2019-98923(P2019-98923A)

【公開日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2017-231876(P2017-231876)

【国際特許分類】

B 6 0 K 35/00 (2006.01)

G 0 2 B 27/01 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 35/00 A

G 0 2 B 27/01

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月6日(2020.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記ベゼル壁のうち、前記開口に対して前方に位置する前側ベゼル壁(4)の高さをhと定義し、車両前後方向及び車両上下方向に沿った断面(CS)における前記放物線の二次の係数をaと定義すると、

4 · a · h > 1 が成立する請求項3に記載の虚像表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

放物線の頂点Vpの位置を高さ0としたとき、焦点Fpの対称軸Apに沿った高さは、放物線の二次の係数aを用いて、1 / (4 · a)で与えられる。前側ベゼル壁4の高さをhと定義したとき、h > 1 / (4 · a)の条件式が成立すれば、前側ベゼル壁4によって焦点Fpより下側を通る光を遮光できるので、外光のアイリップスEL内への進入抑制効果が期待できる。すなわち、4 · a · h > 1が成立するように、放物線の開き度合を設定することが望ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

また、第1実施形態によると、4 · a · h > 1が成立するように放物線が構成されている。したがって、前側ベゼル壁4によって放物線の焦点Fpより下側を通る光を遮光できるので、前側ベゼル壁4により乗員の目に到達するような光路を遮断する遮断作用は、一層高いものとなる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

具体的に変形例1としては、図6に示すように、放物線の焦点Fpが前側ベゼル壁4の壁面上に重なるように位置していてもよい。この構成では、前側ベゼル壁4の高さhについて、 $h = \frac{1}{4 \cdot a}$ が成立すれば、外光がカバー面21を反射した後アイリップスEL内に進入することは非常に困難になる。故に、前側ベゼル壁4をより低く構成することが可能となり、車両1のデザインの自由度を高めることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

変形例2としては、図7に示すように、放物線の焦点Fpの位置が前側ベゼル壁4の壁面よりも前方に位置していてもよい。この例では、放物線の頂点Vpは、オフセットされており、開口カバー20内に現出していない。故に、放物線の焦点Fpがより下方に位置することとなるので、前側ベゼル壁4自体を小型化しても、 $h > \frac{1}{4 \cdot a}$ を成立させることが容易となる。故に、前側ベゼル壁4をより低く構成することが可能となり、車両1のデザインの自由度を高めることができる。